

2019(R1)年度第1回伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会 議事概要

日 時：2019(R1)年11月20日(水) 午後2時から

場 所：さくらリサイクルセンター2階 中会議室

出席者：委員15人中9人

出席委員

川瀬委員、福島(一)委員、山本委員、福島(康)委員、森岡委員、上田委員、森西委員、前山委員、樋口委員

事務局：田中人権生活環境部長、前澤生活環境政策監

廃棄物対策課 西尾課長、喜多田副参事、増井主幹、赤津主査

さくらリサイクルセンター 上窪副参事

浄化センター 南所長

(一財)三重県環境保全財団 井面技監

<議事概要>

(西尾課長による議事進行)

1・委嘱状交付(新任委員のみ)

樋口委員(有識者)・山本委員(地域代表上野地区)・上田委員(地域代表大山田地区)

欠席=小竹委員(地域代表青山地区)

田中人権生活環境部長挨拶

先般の台風19号の影響で全国的な甚大な被害により災害ごみが多数発生し、一部の市町から問い合わせ等の一部協議、又搬入の話もございます。さくらリサイクルセンターでは7月末まで固形燃料(RDF)を作っていましたが、三重県企業庁のごみ固形燃料発電所の運転終了に伴い、8月からさくらリサイクルセンターでは、中継所として民間企業で処理を行い固形燃料化から焼却方式に変更をしました。それに伴い再来年度以降の分別や収集方法の見直しが必要になってきました。又、再来年のカレンダーにつきましても変更すべき当委員会のご意見を賜りながら作業を進めたいと存じております。

2・各委員自己紹介

3・事務局職員紹介

4・<議題>

(1) 役員選出について資料1に基づき説明

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会条例第4条により、委員長・副委員長の選出。事務局一任との意見があり、事務局案を提案し承認された。

委員長小竹紀忠(地域代表青山地区)・副委員長樋口能士(有識者)に決定。

なお、小竹委員長におきましては、本日欠席ですが事前承認を受けております。(報告)

樋口副委員長議事進行(委員長欠席の為)

(2) 所属別担当業務について 資料2事務局。

廃棄物対策課・さくらリサイクルセンター・不燃物処理場・浄化センターの説明。

(3) 委員会の概要について資料3事務局。

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会の設置目的・委員会の役割・組織人数・任期等の条令等の説明。

委員

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会の委員構成について、市長が必要と認める者の

中に有識者1名となっているが、以前はどうか。

事務局

以前は、定員は15名で、委員は14名の構成で今回から有識者の方に加わって頂きRDF終了後今後のごみ等の在り方についてのご意見を伺うため専門的な知識の活用を行うことからお願いをしました。

副委員長

これだけの各地元セクションの代表者と地域代表者の方々に集まりで、今この概要を見てみると市の行政に協力して市民に啓発をするという点をクローズアップしていますが、逆に各セクションから吸い上げて行政に反映してはどうか、この会の意義が一つ増えることから地域とのパイプ役の位置づけをして頂き、役割について記載をお願いしたい。

事務局

参考にさせていただきます。

委員

各住民自治協議会の代表者が多い中この委員会の議題等について、当市のごみ問題・リサイクル等の報告などどのように地元に戻しているのか。

事務局

以前は委員さんが60人程いましたが、縮小した経緯がございます。現在、委員会の審議につきましては、市のホームページに議事録をアップして周知を行っております。また、委員数は4分1になっておりますが、委員指摘の地域に戻っての話し合いをして頂くのは有り難いと思っております。

委員

毎回、住民協議会会長に報告しております。協議内容につきましては、会長より役員会及び運営委員会がありますので、話題にして頂いております。

委員

南部地区は、11町の地区がありまして協議内容は地区センター長に渡して11地区の自治会長が集まる時、伝達の形でしております。

委員

商工会議所の会議時にその席で執行させて頂いております。

委員

区長をさせて頂いておりますが、地元に対しては行っておりますが、他の地区について行っておりません。他の地区の方には広報等を見て頂く方法になります。

委員

地区センター長に協議会報告を行い各会合の場で吸い上げて頂いており地域のために活用させて頂いております。

副委員長

概要の位置づけにはこのような方法が書かれて、これだけの人数が減ったとゆえ、一部して頂いている所については、今一度事務局から願います。又、自分が代表している所の長に今までどおりして頂き、詳しいことはホームページをご覧頂く、そういう機会あれば地域の声を逆に吸い上げることができますね。

(4) 清掃事業の概要及び主要施策について、資料4 廃棄物対策課を説明。

◆ (環境パトロール条事業)

- 1) 不法投棄物の搬入状況
- 2) 家電4品目及び処理困難物等処理状況
- 3) 地域と協働による回収・処理実績

◆ (不法投棄物等回収専用ごみ袋交付事業)

- 1) 不法投棄物等回収専用ごみ袋交付状況

- ◆（指定ごみ袋制度）
 - 1) 伊賀市指定ごみ袋販売店納品実績
- ◆（資源再利用物回収奨励金交付事業）
 - 1) 資源再利用物回収奨励金交付状況
- ◆（生ごみ処理容器購入費補助金交付事業）
 - 1) 生ごみ処理容器購入費補助金交付状況
- ◆（集積場整備等補助金交付事業）
 - 1) 集積場整備等補助金交付状況（新設分）
 - 2) // (改修分)
- ◆（粗大ごみ戸別収集事業・一般）
 - 1) 収集件数
 - 2) 主な収集品目
- ◆（粗大ごみ戸別収集事業・福祉）
 - 1) 地区別件数
 - 2) 主な収集品目
- ◆（ごみ分別アプリ配信事業）
 - 1) ダウンロード数

委員

粗大ごみ収集事業福祉のほうで、高齢者や障がい者で構成されている世帯に限り自宅まで粗大ごみを取りに来てくれるというサービスは非常に良いことだが、却下理由に健常者が居る場合などは却下になるとのことだが、「など」というのは誤解されやすいのではないか。

事務局

対象者は書いてあります。問い合わせがあれば説明させていただきますし、これはあくまでも委員会の資料です。福祉収集の申請書にも書いています。申請をしていただくかた向けに別のチラシがあります。それをご覧くださいと内容がわかるようにしてあります。

副委員長

もし、ホームページにこの制度のことが掲げられているのであれば、例えば、「高齢者や障がいのある人など以下に掲げる該当者もいて構成される世帯」とすれば誤解されない。

委員

この下の※を読んだら、世帯員が複数いる場合、世帯全員が上記のいずれかに該当するという風を書いてくれてありますから、これで誰が見てもわかると思います。

事務局

ごみ分別ガイドブックを各世帯へ配布しています。そこにも、「世帯員が複数いる場合、世帯員全員が上記のいずれかに該当する世帯に限ります」とピンクの色付けもして強調して判るようにしています。

副委員長

最後まで読めばわかりますね。

委員

不法投棄と書いてあるが不法投棄の意味、タイヤであるとか家電が山へ捨てられる。山の持ち主へ話をすると、ちょっと置いてあるんだと言う。それは不法投棄にならないのですね。

事務局

廃棄物は総合判断説がある。総合的に判断して、ごみであるかどうかを判断することになる。通報のあったときは現場を見て判断することになります。

委員

自分の土地に置いてあればごみではない。

事務局

自動車などはごみと言にくい。今、おっしゃっているのはどのようなものでしょうか。

委員

例えば、タイヤとか家具とかである。そういった物を自分の所有する山や荒らした畑であるとかに置いてある。

事務局

現地を見て必要な指導をしていくことになります。

委員

自分の土地であれば良いのでないか。自分の土地ですから。

事務局

「自分の物だ、ごみでない」と主張すれば、ごみだと決めつけることができないこともある。

委員

ごみ屋敷の問題も発生している。自分の宅地へごみをたくさん置いて、周辺の環境にはたいへんな問題になっている。そんなものもなかなか手を付けられないという問題がいろんな所でニュースになっている。そんなものにもなかなか手を付けられないということが起こっている。社会問題にもなっている。

事務局

ごみ屋敷のごみが道まで溢れて通行の妨げになるときなどは、強制的に撤去しているところや危険な空き家を行政で撤去するといったことをしているところもあるようです。

事務局

空き家は出来ます。

副委員長

自分の土地であれば、何を置いても周辺に環境衛生上迷惑を掛けていないのであれば、おっしゃるようなことになるのかと思いますが、不当投棄と誤解されるような置き方をすると、ごみはごみを誘発します。ここも捨てても良いとこなんだということで不法投棄が増えてしまう。住民の方が恐れているのはその温床になることです。一番の懸念である。きれいにされていると、意外とごみは捨てられないんです。汚いもところに汚いものが集まってくる。そういう傾向があるんです。自分のものであってもそのような置き方をされると懸念があります。いいんじゃないかとは言い切れない。

事務局

先生のおっしゃっているのは、割れ窓理論というものです。また、これまでは置いても問題なかったものであっても、届け出が必要になったというものもあります。自分の土地であっても適正でない場合もあるかと思えます。

委員

自分の土地であっても、公共の福祉のために制限されるべきものであることが普通である。

副委員長

逆に、個人の権利を行政によって必要以上に制限するのは、我々自由な社会に生きる中で必要以上の権利の行使にもなってしまうので、行政は慎重にやっておられる。ごみ屋敷でも手が出せないというのは、そういうところに住みたいという人の権利を公共の福祉という名のもとにやってよいのだろうかというところの悩みだと思います。

委員

個人の少人数の権利を主張し始めたら、何も進まなくなる。個人の権利は限界がある。民主主義、民主主義というと全体はどんどんと汚い環境になっていく。環境のことで言えば。個人の権利も制限がされないと、個人個人が勝手なことを言い出したらきりが無い。

副委員長

市民の方の本音かとも思う。その場所にごみ屋敷があったら、街の雰囲気の問題もある。いくら個人の権利だからと言って、皆の迷惑を考えずに行使されると困る。だからと言って法律で固めてしまうとそのことが公権力の濫用とまで言われてしまう可能性もあります。だから行政は慎重に個別対応で「そんなところにごみを置かないでくれ」といった指導で対応するといったことになってるんでしょうね。

副委員長

なぜ迷惑なのか、なぜ、そこへ置いちゃだめなのかを論理的に説明できなければダメですね。不法投棄を誘発するとか、一部の家電品であるとか廃タイヤであるとか、環境汚染につながるようなことがあれば迷惑ですし、きちっと論理立てて指導していただかねばならない。法律に違反しなくても、迷惑なことなんですよということを説明していくことになります。

委員

粗大ごみの戸別収集や福祉収集といった制度があったことも知らなかった。私の地区にもご主人が75歳以上奥さんが障がい者で、ごみ屋敷的なものがある。我々や親戚が少しずつきれいにするようにしてきたが、粗大ごみ以外のものも申請したら引き取ってもらえるのか。

事務局

粗大ごみのみです。それ以外は、お金がかかりますが許可業者へ依頼してもらうのであれば、個々のところへ取りに行ってもらえます。

委員

黄色い回収車が来て、違うときに出しても回収の対応をしてくれると聞か。

事務局

不法投棄の対応か違反ごみの対応だと思う。違反ごみには黄色いシールが貼ってあります。

委員

私どもの地域は、ごみ袋へ名前をかいて出すようにしている。それを貼られた人は格好悪いので貼られた人が持ち帰っている。悪く言えば、ただで持ち帰ってくれるということになる。そういう風にすれば後帰ってもらえるのか。

事務局

そのような使い方をしてもらうものではありません。今、申し上げたのは許可業者へ頼めば集積場以外へも取りに来てもらえるということであって、違反ごみは違反ごみです。

委員

市で取りに来てもらえるのは、粗大ごみのみということ。

事務局

空き家対策などで一時的に大量に出るものは想定していません。日常生活を送る上で不要となった粗大ごみです。大量に発生するものは民間の収集業者に収集運搬をお願いしてもらうとか、家族さんに自己搬入いただくことになります。福祉収集の申請は、ごみ分別ガイドブック15ページに載っています。戸別収集は14ページに載っています。

事務局

ガイドブックは各戸へ配布している。転入のときは窓口で渡してます。

副委員長

認知症などで、なかなか判断がしっかりできない人がしょっちゅう間違えて出すといったことで、何か良い方策はないかということもあろうかと思う。それを解決する方法を思い浮かばないが近隣の方で支援していただくということができないかと思う。

事務局

地域によっては集積場に当番がいる。ある程度の時間まで集積場に立っている。そういった方がそれをだすのは今日ではないといった案内をしてもらうのもよいかと思う。

委員

私らの地域では当番制で、出してはいけないものが出ていたら持って行ってくれないので、当番が自分で出し替えている。有料の袋と違うもので出しているときは自腹で有料の袋に入れ替えることもしている。別荘の方も多い地区であり、住民ではないがごみ集積場を利用している。常時住んでいないから分別が判らずに出す。住民として住民税を払って住んでいるものがそれらの人の分も負担しなければならない。ごみの表があるのでこれを見て分けてくださいと言うと、大阪からの人が多い地域であり、このごみの表は非常に細かくてたまに来る人にはわからないと言う。大阪や東大阪はもっと簡単だということを言われる。そのような人は伊賀市へたまに来てもらわなくてもよいのであればそれでよいかもしれないが、市長

はやさしい町とおっしゃっている。障がい者や高齢者にもやさしい町と言っている割には非常にきびしい町であるとの指摘もある。分別は仕方ないと思うが、どの程度までやるべきかというのは程度の問題だが、高度な分別がされていると思う。今の世の中、ごみはたいへんな問題であるので仕方ないかと思う。

副委員長

それは後で出てきます。ご質問の機会はあとで設けるとして、先に進めます。

事務局

資料4 さくらリサイクルセンターを説明。

◆（各処理施設処理量）

- 1) さくらリサイクルセンター資源・ごみ処理量
- 2) スtockヤード処理量
- 3) 不燃物処理場処理量
- 4) 伊賀南部クリーンセンター資源・ごみ処理量（青山地区）
- 5) スtockヤード処理量（青山地区）

◆（分析調査結果）

- 1) 可燃ごみ分析調査結果
- 2) 金属類分析調査結果
- 3) 容器包装プラスチック分析調査結果

◆（拠点回収事業）

- 1) 小型家電リサイクル拠点回収実績
- 2) 水銀使用廃製品拠点回収実績

◆（ごみ固形燃料〔RDF〕化）

- 1) RDF搬出量実績

◆（資源ごみ売り払い）

- 1) 資源ごみ売り払い実績

副委員長

ここまでのさくらリサイクルセンターからの説明について質問はありますか。

委員

ゆくゆくはごみ袋のお金とか引取りのお金とか200円のものが高くなっていく傾向があるのですか、それが心配です。消費税とか高くなっていくから。急にはないですよ。そのところを聞きたいと思います。

事務局

これから考えていくことになります。ごみの処理方法が変わっていくなかで経費の持ち方とかを検討していくことになります。

副委員長

今の質問に関してですが、例えばごみ袋の有料化とかをしていくとして、新しく建設するごみ処理施設の運営費のどれくらいを賄えるのかというと、たぶんすずめの涙程度にしかならない。他の市の視察や試算とかでもそういうことです。では、ごみ袋を有料化するのにどうゆう意味があるのかということをし少し考えていたのですけれども、ごみの減量化を促進するというインセンティブにお金をかけているようなものです。だとすると、それによってごみがどれくらい減るか、そして、減ったごみの量に対して新しい施設をどれくらいの規模で建設するかというような議論の順序になると思います。そうすると、この期間でいったんごみを減らしました、減ったことによって施設の規模が多少小さくなりました、建設費はこれだけ儉約できました、というようなことでお金の使い方としては有効な手立てにはなる。

たぶん、何かの有料化をしてさらに減量化を促そうとするのであれば、やはり早くその施策をもっていく必要があったかなと個人的には思います。

もう一つお伺いしたいのですが、今日報告はさくらリサイクルセンターとして取られたデータなのですね。これからここは中継施設としての位置づけとしていく、今後もこの同様なデータとして取り続けますか。それとも中継施設だからここまで綿密なデータは取らないということになるのですか。今後のこのデータのとり方についてはどうですか。

事務局

RDFの搬出データはなくなりますが、これまでのデータとほぼ同様なデータが出せますし、ごみの分析も行っています。

副委員長

これまでと同様なデータが続けられるということですね。やっぱりこれから新しい施設を建設していくなかで、ごみ素性を調べることでだいたい発熱量はいくらということもわかりますし、これから新しい施設を建設するのに貴重なデータとなると思います。このようなデータは引き続き同様にすることが重要だと思います。

副委員長

次は、汚泥再生処理センターからの報告をお願いします。

事務局

資料4 浄化センターを説明。

◆（し尿・浄化槽汚泥処理の状況）

- 1) 各処理施設の概要
- 2) し尿・浄化槽汚泥の処理量
- 3) し尿処理施設の処理内訳

◆（〔仮称〕汚泥再生処理センター建設工事の進捗）

委員

新設したのですか。処理の方法についてどのように変わったか教えてください。

事務局

新設です。今までは、最終処分場で焼却処理し、残渣は処理してもらうことにしていましたが、新しい処理場では焼却はなしにして、全体の汚泥を搬出することになります。肥料となるリンを回収する施設となっています。前施設とはこのような違いがあります。

委員

搬出するのはどこですか。

事務局

三重中央開発株です。

副委員長

これもありがた検討委員会で考えていただいたのですが、焼却は環境に悪いということもあり、焼却するよりも搬出するほうがお金はかからないというメリットもありまして、決定していったということです。

委員

浄化槽汚泥は、我々の集落排水などの浄化槽汚泥が入っているのか。

事務局

一般の家庭の浄化槽汚泥や、集落排水の汚泥も入っています。

副委員長

運営業者も決まっていくということですが、現在汚泥の搬出先などは決まっていますが、新しく決まった運営業者が他の搬出先にするとこのようにやってくれるということがあれば運営業者に任せるのですか。

事務局

そうです。

副委員長

今だと、焼却よりは使えるなら堆肥化して農地還元などを狙っているところは結構多いので、自分ところでやろうとすると大変ですが専門業者にもって行ってやるということであれば可能性は十分にあります。 試運転は始まっているのですか。

事務局

始まっています。全量受け入れを行っています。

副委員長

りん回収はいかかですか。

事務局

始めてみないとわかりませんが、運営業者が決まってから、運営業者がりん引き取り業者を決めていく予定です。売却か、無償で提供するか運営業者が決めていくということです。

副委員長

どれだけの回収ができるかによりますね。

委員

し尿の処理した後の基準に合った業者が処理をするわけですね。その処理した後の地質などが汚染されていくというようなことはどうなのですか。例えば三重中央開発であればその地域に捨てるわけですよ

事務局

それも、堆肥化するのか、そこで焼却するのも決まっています。

副委員長

運営事業者もこれから入札していくということですので、ルール作りから入っていくということになるので、そこで厳しい審査等も行っていく、そういうことがきちっとできる業者さんしか入札してきませんので、汚染されるようなことはありません。例えば三重中央開発では、自前の埋立処分地をもって、浸透水もきれいに処理して放流できる設備を持っていますし、堆肥化するような別の事業者がとったとしてもそれはきちっとしていくと思います。

委員

監視するということですね。例えば東京都で起こったようなもともとそんなものが捨ててあったとっていなかった豊洲でも、作ろうと計画してから実は地面からいろんなものが出てきたとか、そのような心配はないですか。あるようなことはしないということですか。

副委員長

今回、決めるのはこの施設を運営する運営事業者なので、実はそれを搬出する先というのは運営事業者がしっかり監視していかなければならない。そのあたりの計画も今回の入札の審査の対象となる。ですから、ここから搬出される汚泥をどうするのかは運営事業者が計画をして、また別の事業者に委託するということになる。

事務局

もう一つは、施設を作るときには、例えば三重中央開発であれば、現在拡張していますが、それを作るにも、環境アセスや審査会などを経てやっとできますし、施設許可は県が許可し、し尿は一般廃棄物ですので処分業の審査会に諮って、そのような心配がないということではじめて処分業の許可も出すということです。このようないくつかの段階を経てきますし、また、地域との協定や監視体制もできていますので、そういったうえでの処分先となります。

委員

素人ながらに心配をするようなことはないということですね。

副委員長

続きまして、議題4の(5)「伊賀市ごみ分別・収集体制見直し計画施策について」説明をお願いします。

事務局

資料番号はありませんが、伊賀市のごみ分別・収集処理体制の見直しについて説明します。先ほどまでの議題にもありましたように、伊賀北部地区の可燃ごみにつきましては、これまでごみ固形燃料(RDF)を作りまして、三重県企業庁が運営しています多度にある三重

ごみ固形燃料発電所のボイラー燃料として発電し（サーマルリサイクル）それを売電することで処理をまいりました。RDF協議会の中で、今年9月末を軸に発電所を停止することになりましたので、製造団体は次の処分方法あるいは処理方法を検討するということになりました。平成25年度に伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会からの最終答申を受けまして、このRDF化が終了した後の処理方法については、将来的に名張市・青山地区を含めた広域化処理が一番いいだろうということで方向性を決めつつ、さくらリサイクルセンターと南部クリーンセンターの地元協定等で操業が終わる時期がそれぞれ違うという問題がありましたので、その一定期間は民間による処理をしようということで進めてまいりました。この8月5日からさくらリサイクルセンターを中継施設として、可燃ごみを三重中央開発で焼却するというようにしました。これまでの分別方法につきましては配布しております資源・ごみ分別ガイドブックのダイジェスト版ですが、これだけではわかりにくいので上野Aのカレンダーを例としてお配りしております。もう一枚は伊賀南部のごみの分別です。これまでRDF化してきたのから焼却処分と変わる中で、分別の方法も変更する必要が生じてきましたし、少しでも分別がわかりやすくすることにこの際できないかということで皆様にもご検討いただけないかということです。この上野Aのカレンダーをご覧ください、燃えるものと書いた部分が左側にあります。今回見直しの対象になってくるのは、大きくはこの部分になります。今は、硬プラ革製品となっています例えば布団などは、水を含むと焼却が難しくなることから粗大ごみになっていくだろうなというものもありますし、これまで、熱をかけるとか発火する恐れがあった使い捨てカイロなどは埋めたてごみから可燃ごみになってくるだろうということで、燃えない物の部分についても、粗大ごみの部分についても影響してくる部分はあると思いますので、こういったものの品目の見直しを行っていきたくて考えています。この業務を今回同席いただいております三重県環境保全事業団に委託しております。このあと、分別の見直しの対象区分について業務を委託しております三重県環境保全事業団から説明していただきます。

三重県環境保全事業団

5年前の伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会の事務局の補佐ということでお手伝いさせていただいておりました。その折にも、可燃ごみとし尿についていろいろな検討をさせていただいて、先ほどのRDF発電所等々についても議論させていただきました結果、将来的な伊賀市の施設として伊賀南部との施設を建てることによってコストメリットもありますし、そこから出てくるものを発電し売電することで極力処理経費を抑えるようなことが将来のビジョンとります、ではその方向でやりましようとなりました。ただし、施設の終了時期が違います。南部はまだ使用できますし、伊賀市は終了を迎えている、そのためその時期までは、伊賀北部に関しては民間で処理をしようという位置づけのなかで当面は対応しようということで落ち着きました。そのなかでRDF化から焼却処理に移るということで、現在は三重中央開発（株）の焼却施設、将来的にも南部との一般的な焼却施設となるのがごみ処理方法としては妥当だと思っておりますが、その中で、伊賀南部のごみの出し方（資料）と伊賀北部上野A（資料）の出し方ですが、見ていただいたところほとんど変わらないです。上野Aの可燃ごみのなかで硬プラ革製品類というのがあります。これは、当初硬質プラスチック自体がマテリアルリサイクルということで買っていたということ、あえて硬プラということで回収していた経緯があるそうです。現状では、プラスチックの海洋汚染などの問題のある中で厳しくなっている状況でありそのなかであえて硬プラと分ける必要は無いのではないかとということも含めて、伊賀南部との分別を極力合うような形での個々の検討を今年度実施していきたいと考えています。その内容につきましては、分別の方法が決定次第、最終の報告を年度末にさせていただきたいと考えています。ターゲットは、硬プラ革製品類の分類を基本的にはなくす、可燃ごみの中でどうすれば適正に処理できるのかということで見直ししていきたいと考えています。

副委員長

今の説明に対して、何か質問はありませんか。皆様の毎日の生活にかかわる大切なことで

すので、ぜひこの機会に何かございませんか。あるいは要望等がありましたらお願いします。

事務局

主には、燃えるものの見直しになってくると思いますが、できるだけ全体的にもわかりやすいようなものに、皆様のお知恵を借りながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

副委員長

まさに、こうゆうところで皆様のお声が大事だと思いますので、例えば地元を持ち帰っていただいて意見を吸い上げていただき報告するなど意見の集約ができればと考えます。今すぐ、これはダメとか言われてもわからないと思います。要旨としては、RDFという製品を作るという処理と燃やしてしまうという処理と基本的には違いますので、分け方もそれに合わせた合理的な分け方があるのではないかという主旨でございます。

委員

これは今2つあるのを統合するということですか、伊賀市は伊賀市、名張市は別の施設とするのか。

事務局

将来的に、施設は統合していくという方向性です。今はまだその通過点ということです。

委員

合わせられるところは合わせていこうということですね。あまり急に変わると、市民も混乱すると思います。

副委員長

最終的には、同じ方向に向かっていくということですね。

事務局

そのようにしようということで、今勉強会を重ねているような状態です。

委員

分別はだいぶ違うように思います。

副委員長

全体を含めてのご意見をお伺いしますが、いなかでしょうか。

分別の見直しにつきましては、幹事会を開催して内容を検討して皆さんにお諮りするということで進めていきたいということですが、いかがですか。よろしいでしょうか。

では、そのようなかたちで事務局を中心に進めていただきますようよろしくお願い致します。最後に、その他の項で事務局からお願いします。

事務局

お手元の旅費に関する請求の文書がございます。旅費の請求書の記入例を示しています。次回会議の際、こちらの請求書を提出していただきますので、本日お帰りの際さくらリサイクルセンターからご自宅までの距離を測っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

副委員長

それでは、これで議事はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、第1回伊賀市ごみ減量リサイクル等推進委員会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。